

## 7.環境 A.環境ガバナンス (2022年度「企業のエシカル通信簿」結果)

**概要** 情報が溢れる中、企業の情報公開、情報発信が重要であることから、環境の取組みがどのような体制のもとで実行されているのか、情報公開のあり方とともに尋ねた。また、環境配慮型製品の製造や従業員への研修についても質問した。

**1. 環境部署・環境コミュニケーション** 環境担当の専任役員が3社には設置されていた。また、各社 CSR 報告書と環境報告書が統合したものを作成・公表しており、うち1社には環境報告書も別にあった。

**2. 環境行動指針、環境行動基準、環境行動計画の策定** 行動指針、行動基準、行動計画の3つが揃っていたのは7社であった。

**3. 環境マネジメントシステム(EMS)** 9社で EMS が構築されており、国内外の直接取引のあるサプライヤー、請負契約先企業や委任/準委任先企業に対して EMS 構築を推奨、または取得必須としていた。しかし、構築のための支援(EMS 運営上の工夫や学習・勉強会の共同実施や技術的支援も含む)まではなされていなかった。

**4. 環境監査・法令遵守** 情報公開として重要度が高い環境監査の実施について、不明だった企業が残念ながら1社あった。環境基準について、3社は国内外の法令基準以上に厳しい基準を設定していた。

**5. グリーン購入** 実施しているのは9社で、そのうち6社は実績を把握し公表まで行っていた。

**6. 環境配慮型製品・サービスの自社基準** 消費者への情報提供として基準を明確にすることは重要だが、環境配慮型製品として製造販売する商品がある場合、自社基準を設定していたのは雪印メグミルクと森永乳業の2社のみだった。

**7. 環境に関する社員研修** 6社は国内で EMS 研修だけでなくカリキュラムとして定まった環境研修を実施していた。しかし、国外の事業所でも実施していたのは、味の素と日清製粉 G の2社のみであった。

担当：有川真理子・安愛美・杵本育生・下村委津子(環境市民)

## B. 気候変動

**概要** 2050年までに温室効果ガスの排出を正味ゼロ、つまり「ネット・ゼロ」を達成することは世界的な目標であり、企業レベルでも取組みが求められる。

**1. ネット・ゼロ目標** 今回の調査で、スコープ1、2を対象に2050年までにネット・ゼロを達成する目標があるかどうか質問したところ、「ある」と回答したのは10社中7社、方針を策定していない企業は3社だった。2011年に国連から出されたネット・ゼロの定義<sup>\*1</sup>に基づく、今後はスコープ3まで含めてネット・ゼロを達成することが求められるが、スコープ3まで対象としていたのは3社にとどまった。

2050年までにネット・ゼロを達成するためには中間目標も重要だ。2025年までに半減、2050年までに60%削減すべきという試算もあるが<sup>\*2</sup>、2030年の削減目標を50%以上とした企業は4社にとどまった。

**2. 脱化石燃料・脱原子力** 100%再生可能エネルギーへの切り替えはネット・ゼロを達成する上で必須だが、そのための施策を定めている企業は2社しかなかった。

気候変動の緩和には脱化石燃料を早期に実現することも欠かせない。しかし、そのための方策を持つ企業は0社だった。昨今は、気候変動緩和のために原発に回帰する動きもあるが、核という性質上、解決手段として原発を選ぶことは言語道断だ。企業としても強い意思を持って挑んで欲しいところだが、脱原子力政策を持つ企業は0社だった。

**3. 省エネ** 今回の調査対象は食品業界であったため、工場での省エネの取組みについても質問したところ、空調や照明など何らかの取組みが全ての企業で行われていた。

2050年ネット・ゼロ達成は人類共通の目標であり、地球上で事業を行う限り、無策はありえない。また、確実に達成するためには、科学に基づいた余裕のある目標設定も必要だ。さらには持続可能性に配慮した手段を選択する必要がある。企業に対しては例外なく科学に基づく着実な取組みを求めたい。

\*1 UN, INTEGRITY MATTERS: NET ZERO COMMITMENTS BY BUSINESSES, FINANCIAL INSTITUTIONS, CITIES AND REGIONS, p17 [https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/high-level\\_expert\\_group\\_n7b.pdf](https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/high-level_expert_group_n7b.pdf)

\*2 日本が2030年温室効果ガス排出削減目標を60%以上にすべき理由 <https://zeroemi.org/why60bycat/>

担当：有川真理子・奥田一美(環境市民)、片島恵・寺田雄飛(環境市民インターン生)、鈴嶋克太(A SEED JAPAN)、須藤悦子(中野・環境市民の会)

## C.ごみ削減

**概要** 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の中で最も重要なのは廃棄物量自体を減らす取組みである。第1に、企業が企業活動に伴う廃棄物量を把握して、ごみ削減の中長期目標を立てて取り組んでいるかを調査し、第2に、商品の原材料調達から販売・廃棄までの段階ごとのごみ削減の取組みについて調査した。

**1. ごみ削減の方針・実績・中長期目標の公表** 全社が環境方針等に省資源、廃棄物削減を明記しているが、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を明記しているのは味の素、ニッスイの2社であった。廃棄物量は、全ての企業が絶対量で実績を公表していたが、中長期の削減目標を公表していたのは8社であった。

プラスチック容器・包装の削減については、各社の対応が分かれ、削減方針、削減計画があり、中長期目標と、容器包装用プラスチック使用量の実績をHP等で公表しているのは4社(味の素、日清製粉グループ本社、ニッスイ、森永乳業)であった。食品廃棄物の削減についても、同4社が、削減方針、削減計画、中長期目標、実績をHP等で公表していた。

リサイクル率(再資源化率)の実績については、9社が公表していた。いずれも85%~99%と高い再資源化率であったが、焼却による熱回収を含んだ数字であり、リサイクル率の定義を見直す必要があると感じた。

**2. 商品の段階ごとのごみ削減の取組み** 企画・設計の段階での具体的にごみ削減の取組みとして、容器・包装の軽量化、プラスチックから他の素材への切り替えに殆どの企業が取り組んでいた。また、省資源容器や使用後にリサイクルし易い商品の開発に半数が取り組んでいた。原材料調達の段階では、サプライヤーと協力するなどの取組みが、容器・包装の削減で7社、食品の原材料の調達で9社、確認できた。

商品の製造段階では、過剰包装削減に6社、食品の在庫管理の工夫に9社、食品ごみの再資源化に8社が取組み内容を公表していた。また、流通段階では、配送中の品質管理について4社、梱包材・配送用品の3Rについて、約半数の企業が取組み内容を公表していた。

納品・販売段階で、容器・包装については、消費者に簡易包装や省資源容器の利用を促す、使用後の分別・再資源化を呼びかける等の取組みが約半数の企業で確認できた。食品ロス削減については、賞味期限の見直し・延長への7社の取組みが確認できた。食品加工業界全体への波及効果が期待できる。期間間近な商品のフードバンクへの提供は6社、期限切れの食品の再資源化では5社の取組みが確認できた。

担当：阿部晴子・三樹尚子(えこひろば)、安愛美(環境市民)、堀孝弘(環境市民/京都市ごみ減量推進会議)

## D. 生物多様性

**概要** 生物多様性減少に最も影響を与えている土地の改変、そしてサプライチェーンを通じた影響、野生生物の直接利用への対応を調査した。また生物多様性減少の問題化としての抗議行動の有無に着目した。

**1. 社有地での生物多様性保全** 明治HDは生物多様性評価ツールIBATを用いて国内外の生産拠点を評価し公開していた。

自社利用の土地に対する生物多様性保全の指針等を設けている企業はなかった。環境ガイドラインなどでの「生物多様性を配慮する」との記載だけで具体的な行動が示されていない場合は加点しなかった。

自社利用地の一部で生物多様性保全の取り組みを3社が行っていた。生物多様性条約が2022年12月に採択した2030年までの目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)」は、生物多様性の回復が求められている。1か所だけ、希少種の保護だけでなく、都市部であっても自社利用地での生物多様性の回復に取り組んでいただきたい。なお地域の保全活動への協力や清掃活動は社会貢献と位置付けた。

**2. 調達での生物多様性への配慮** すべての企業で調達基準やサプライヤーに向けたガイドラインを策定していたが、対象品目が紙やパーム油など認証が確立しているものに限られている企業が3社あった。そしてこれらのガイドライン等の順守を監視する仕組みとして、森永乳業はサプライヤーのリスク評価を実施、日本ハムはサプライチェーンマネジメントを策定していた。

急速にサプライヤーガイドライン等が普及していることが明らかになったが、それを順守する仕組みもあわせて策定することが望まれる。

**3. 抗議行動の有無・絶滅危惧種の商品としての取り扱い** 抗議行動がない場合、絶滅危惧種を取り扱っていない業種の場合でも、「ない」ことを公開することにより、生物多様性を損なう活動をしていないか目配りを行っていることが明らかになる。ぜひ公開していただきたい。

担当：荒木輝泰(環境市民インターン) 石崎雄一郎・武田裕希子(ウータン・森と生活を考える会)  
木次和歌・篠原ゆり子(FoE Japan) 鈴木希理恵(野生生物保全論研究会)  
©2023 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク(SSRC)

## E. 化学物質・食の安全

**概要** 今回の調査対象は食品加工製造業者で、私たちの食生活に直接関わる業種である。加工食品は、味や見栄えで消費者を引き付けている。しかし、食品にどのような物質が含まれているのか、消費者は企業の成分表示や情報公開でしか知ることができない。また、製造過程における化学物質の生態系への影響は、直接・間接を問わず人間の健康に関係している。直接目に見えない化学物質・その他有害物質の影響を考えると「疑わしければ用いず」の視点が肝要である。このような状況のもとで、化学物質・その他有害物質の使用削減の取組みと消費者への情報開示はますます重要となっている。今回は、その取組みと、その情報が消費者に開示されているか否かを調査した。

**調査項目** 1. 化学物質・その他有害物質(無農薬、有機農産物、化学肥料の使用、ネオニコチノイド系農薬、化学合成食品添加物、トランス脂肪酸、PFAS、環境ホルモン、遺伝子組み換え、抗菌性物質、放射性物質他)を削減し、規制する方針、計画、取組み、2. 規則の遵守(J-MOSS、改正 RoHs 規制、REACH 規制、カルタヘナ法)、3. 消費者への情報開示(化学物質・その他有害物質に関する情報、規則の遵守)等。

**1. 化学物質・その他の有害物質の削減等の取組み** 方針・計画を定め、何らかの取組みを行っている企業は10社中8社、化学合成食品添加物削減は3社(日清製粉 G、ニッスイ、日本ハム)、ネオニコチノイド系農薬、PFAS、環境ホルモンへの取組み企業はなし。遺伝子組み換えについての取組みも少なかった。

**2. 規則遵守の取組み** 何らかの取組みを行っていた企業は10社中2社。うち1社(日清製粉 G)のみが3つの規則(J-Moss 以外)の遵守、遺伝子組み換えのカルタヘナ法については2社(日清製粉 G、明治 HD)

**3. 製品の製造プロセス以外での取組み** ほとんどの企業で取組みがされていない。(日清製粉 Gのみ)

**4. 消費者への情報開示** 化学物質・有害物質に関する情報については、すべての企業で何らかの項目について開示していた。主な開示内容は、化学合成食品添加物、放射性物質に対する対応について5社。

規則遵守の情報開示は、明治 HD(カルタヘナ法に対して)と日清製粉 G(J-Moss を除く3つの規則)の2社であった。

**調査を終えて** 調査した企業では何らかの取組みを実施しているが、その割合は平均15%で十分とは言えない。企業活動や消費行動がグローバル化している中で、企業には日本よりも厳しい海外の基準や規則の遵守とその情報開示が求められる。また、EC(電子商取引)の普及などに対応し、消費者の商品購入時の判断材料として、Web上での情報開示は必要である。更なる取組みを期待したい。

担当： 芦田育美(環境市民ボランティア)、片島恵・寺田雄飛(環境市民インターン生)、渡辺ヒデ子(みどりの市民)

## F. 水

### 概要

気候変動や環境汚染によって、水の調達は年々難しくなりつつある。こうした水を要因とする「企業活動に影響を与え得る不確実性」を「水リスク」と言う。水リスクの分析をもとに、目標、政策をもって水の使用量の削減、中水利用の推進、水源涵養などに取り組んでいくことが重要である。

水分野では、水リスクの評価をしているか、水使用量の削減目標を定め取り組んでいるか、原水保全や水資源確保を行っているかなどについて調査した。

### 調査結果

水リスクの評価は10社中5社で行われていた。そのうち日清製粉グループ本社と明治ホールディングスの2社は、直接操業だけでなくサプライチェーンにおいても評価していた。水使用量について10社すべてが使用量を公表していたが、削減目標を定め、達成状況を公表しているのは7社だった。原水保全や水資源確保を目的とした事業や活動については、8社で取組みがみられた。

水不足というビジネスリスクを減らすためにも、短期的な個別の取組みではなく、水リスク分析をもとに目標を定め、水の持続的利用を目指すことを期待する。

担当： 有川真理子(環境市民)、片島恵・寺田雄飛(環境市民インターン生)、宮瀬美津子(くまもと未来ネット)